

早稲田大学インクルーシブ教育学会会則

平成 29 年 5 月 20 日 発足

(名称及び事務局)

第 1 条 本会は早稲田大学インクルーシブ教育学会と称する。

第 2 条 本会の事務局は東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学教育・総合科学学術院に置く。

(目的及び事業)

第 3 条 本会はインクルーシブ教育に関する実践・研究業績の発表を促進し、本邦における斯学の発展に寄与することを目的とする。

第 4 条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 研究会等の開催
- 2 国内および国外の関係学会・機関・団体との研究交流
- 3 学会ニュースおよび、学会誌『インクルーシブ教育研究』等の編集及び刊行
- 4 必要に応じて各種研究委員会、各種部会の設置
- 5 その他理事会が必要と認めた事業

(会員)

第 5 条 本学会の会員は、本学会の目的に賛同し、インクルーシブ教育に関する研究を行う者、及びインクルーシブ教育に関心を有する以下の者とする。

- 1 早稲田大学専任教員、助教、助手
- 2 早稲田大学の在学生
- 3 早稲田大学の卒業生
- 3 その他、早稲田大学の教員、或いは理事の推薦を受けた者
- 4 会員は、入会金及び年会費を納めなければならない。
- 5 3 年間にわたって会費を納入しなかった会員は、理事会の議を経て退会したものとみなされる。

(役員)

第 6 条 本会の役員は、会長（理事長）1 名、副会長 1 名、理事若干名、及び監査 2 名とする。

(役員を選任)

第 7 条 会長及び理事は、理事の推薦を受けたもので、かつ総会にて信任をされたものとする。ただし、学際的研究活動の発展及び理事の専門分野の均衡等のため、理事会が推薦する理事を置くことができる。

- 2 監事は、会長が会員より推薦し、総会の承認を経て委嘱する。
- 3 会長、理事及び監事の任期は 2 年とする。いずれの任期も選出定期大会終了の翌日より 2 年後の大会終了日までとする。会長及び理事については、再任を妨げない。
- 4 理事会は、理事の中から事務局長及び常任理事を選出し、総会の承認を受ける。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本学会を代表し、理事会を主催する。

- 2 理事は、理事会を組織し、本学会の事業を企画し執行する。
- 3 監事は、会計及び事業状況を監事する。

(総会)

第9条 総会は、会長をもって構成し、本学会の組織及び運営に関する基本的事項を審議決定する。

- 2 定期総会は、毎年1回、会長によって招集される。
- 3 会長は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上が要求した時は、臨時総会を招集しなければならない。

(総会における議決権の委任)

第10条 総会に出席しない会員は、理事会の定める書面により、他の出席会員にその議決権の行使を委任することができる。

(会計)

第11条 本会の経費は会員の会費・入会金・寄附または補助金等による。

第12条 正会員の会費は当分の間年額3,000円とし、毎年定期総会期日までに当該年度の会費を納入するものとする。名誉会員、終身会員からは会費を徴収しない。

- 2 学生会員の会費は当分の間年額1,000円とする。ただし早稲田大学在学学生は500円とし、毎年定期総会期日までに当該年度の会費を納入するものとする。
- 3 入会金は当分の間1,000円とし、入会時に納入するものとする。

第13条 本会の会計年度は毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

第14条 決算報告及び予算案は会務総会の承認を求めなければならない。

(補足)

第15条 本会則に定めがない事項については、会長が理事会に諮って決する。

(附則)

本会則の施行上必要な細目は別に定める。

本会は、平成29年3月11日より準備委員会が活動を開始し、本会則は5月20日より施行する。

平成30年4月18日 一部改訂

令和元年5月18日 一部改訂